

酒田市公益活動団体協働提案負担金制度の手引き

まちづくり推進課

令和3年5月作成

令和4年3月改定

令和5年5月改定

○なぜ協働をするのか

市民を取り巻く社会環境の大きな変化により、地域における課題や市民からのニーズが多様化・複雑化し、きめ細かい公共サービスの提供が求められています。

こうした課題のすべてを行政だけで対応することは困難な状況になっています。

今後は、多様な主体の協働によって、それぞれ持っている知恵や資源を持ち寄り、対等な立場で役割分担を行い、協力しながら一緒に課題解決に取り組んで行った方が、より効果的・効率的成果をあげることができる場合が多く、社会のニーズに合った公共的サービスを行うことができます。



★協働のポイント★

協働は、将来にわたって持続的に市民サービスの向上や地域課題解決を図るための合理的な手段・過程の一つとして推進しているもので、市の経費削減や、役割・分担の軽減が目的ではありません。結果として事業の見直しをはかり経費削減につながることはあっても、それはあくまで協働の二次的効果として捉えるべきです。

○協働のメリット

【市民・地域にとってのメリット】

多様なニーズに対する決め細やかで柔軟なサービスの提供を受け、地域の活性化が期待できます。

【公益活動団体のメリット】

- ・ 組織の活性化
- ・ 事業の拡充
- ・ ネットワークの構築
- ・ 社会的信頼性や認知度の向上

【相乗効果】

- ・ 互いの気づき
⇒ レベルアップ
- ・ 協力関係維持

【行政のメリット】

- ・ 効果的・効率的な公共サービスの提供
- ・ 職員の意識改革と庁内連携の強化
- ・ 既存業務の見直しによる、行政の効率化
- ・ 潜在的な地域課題や、将来起こりうる問題等への対策

○協働推進の基本的な考え方

(1)目的・課題を共有していること

互いの役割と組織の特性を踏まえ、目的・課題を共有しながら役割分担をします。

(2)対等であること

それぞれの特性を理解したうえで、対等かつ自由な立場であることを前提とします。

(3)自主性の尊重

公益活動団体等の持つ特性が十分発揮できるよう自主性を尊重します。

(4)公開・機会平等

協働の相手方等に対する選考基準の明確化に努め、公募の活用など公開、機会平等を基本とします。

(5)期限の明確化

目的達成、事業完了したときなど、協働の目的に対する到達点をあらかじめ決めておきます。

(「酒田市公益活動推進のための基本方針」より)



★「公益活動団体」と「行政」の特性★

【公益活動団体の特性】

①多様性

団体によって同じような活動目的でも取組方法は様々です。

②先駆性

既存の制度や価値観にとらわれない新しい手法を取り入れたりしている場合があります。

③自立性

自らの価値観に基づき自発的に活動します。

④専門性

長年にわたり特定のテーマについて取り組んでいる団体では、その活動分野の知識・ノウハウが蓄積されています。

⑤地域性

地域の状況に適した活動を行っている場合も多く見受けられます。

【行政の特性】

①公平性・公正性

公平性と公正性に基づき事業を実施します。

②組織の継続性

組織として、継続して計画的に事業を実施する特性があります。半面、新たな課題に機動的に取り組むことに行き届かないことがあります。

③専門性

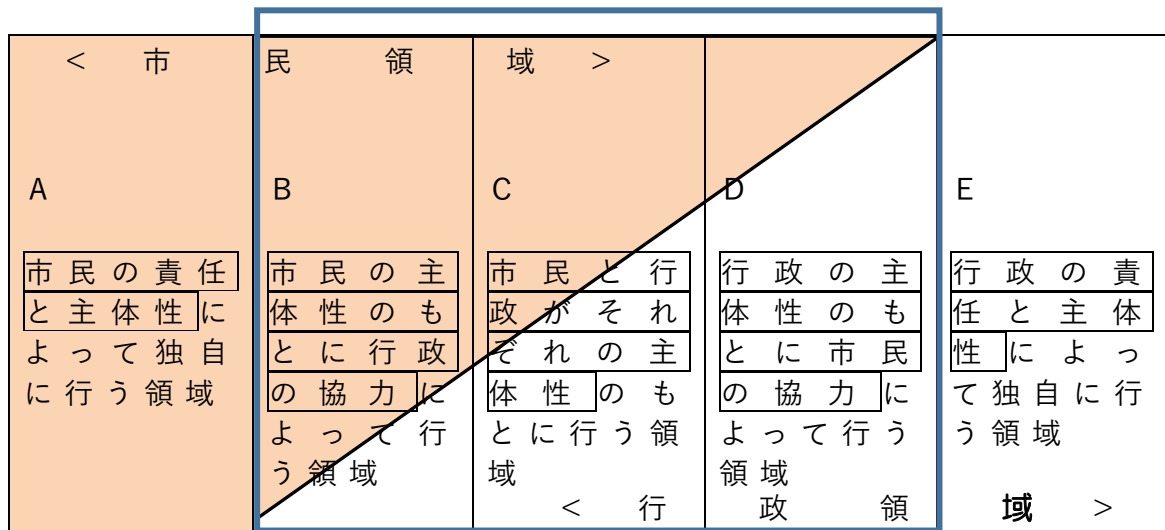
各部署において、業務の専門知識、情報・推進等の蓄積が行われています。

○ 協働の領域

一般的に、市民の役割、行政の役割の領域は次の5つに分けられ、説明されています。

- A : 市民の責任と主体性によって独自に行う領域
- B : 市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域
- C : 市民と行政がそれぞれの主体性のもとに行う領域
- D : 行政の主体性のもとに市民の協力によって行う領域
- E : 行政の責任と主体性によって独自に行う領域

協働の領域



(「酒田市公益活動推進のための基本方針」より)

○ 行政との協働事業の検討

協働により取り組む各事業が、それぞれの領域に位置づけられるものであるのか、事業に着手する前に相手方としっかり協議しておく必要があります。

また、協働とは「必ずしなければならない」ものではありません。あくまで目的達成のための手段であるため、協働することで効果が上がる事業もあれば、協働する必要性がない事業もあります。「どのような手法がその課題解決に向けて効果的であるのか」協働する理由、効果、メリット、デメリットなどを十分に確認して実施する必要があります。

協働事業を始めるきっかけは、公益活動団体等から行政への提案、行政から公益活動団体等への提案、または両者協議の場からの提案などが考えられます。

◆ 具体的な事業検討の視点 ◆

- 行政が単独で実施すべき事業か
- 事業効果がより向上するか
- 市民のニーズを満足できるか
- サービスの質・量が充実するか
- 市民参加の向上につながるか
- 公益活動団体等の特性を發揮できるか
- コストと事業効果のバランスはどうか

など



★ 協働事業検討のポイント ★

協働事業の検討には、市の既存の制度や事業の評価(見直し)を普段から行っていくことが重要です。団体の発想や視点が見直しのきっかけになるかもしれません。「今よりもっと」住民のサービス向上につながる協働事業と一緒に考え実行してみましょう。

○有効な協働事業事例

(各自治体のホームページより抜粋しています)

【きめ細かい柔軟な対応が必要な事業】

→子育て支援、障がい者支援、高齢者の支援など

事業名	概要	団体	行政
バリアフリーマップ制作事業 (団体提案)	障がい者やその家族が当事者目線で各施設のバリアフリー整備状況を調査しマップを作成し、障がい者の社会参加や地域生活を支援する。 ●市内公共施設や民間施設のバリアフリー整備状況を調査。(調査は愛知県立岡崎商業高等学校に協力依頼) ●バリアフリーマップを作成し、冊子、ホームページで公開。	NPO 法人岡崎市障がい者福祉団体連合会	岡崎市 (福祉部障がい福祉課)

【地域社会との密接な連携が必要な事業】

→防犯・防災、青少年の問題、ごみの減量化や省エネルギーなどの環境問題など

事業名	概要	団体	行政
地域猫の取組み (団体提案)	地域内での野良猫被害を軽減させるとともに、猫問題を住民同士が共有してトラブルゼロを目指すことによって、地域コミュニティの再構築を目指す。 ●野良猫の不妊・去勢のアドバイスや技術指導 ●野良猫のトイレやエサ場の設置 ●講習会・連絡会・情報交換会の開催 ●地域関係者で行うウンチパトロール ●地域での活動状況を地域内に報告	平塚の猫を減らす会	平塚市 (環境政策課)

【専門性の高いサービスが求められる事業】

→ 芸術・文化、人権擁護など

事業名	概要	団体	行政
本島地域の町おこし活動に係わる史跡調査事業 (行政提案)	江戸時代初期の大阪城石垣構築のための石切丁場跡に残る刻印石等が分布する地域の測量を行い、分布図を作成することで、町おこしの資源とする。	丸亀城石の会	丸亀市 (総務課資料館)

【地域の実情に合わせることが必要な事業】

→ 防犯、環境、福祉、まちづくりのルールづくりなど

事業名	概要	団体	行政
「いつもの場所、寄ってかない?!」～人まちネットワーク事業 (団体提案)	丸亀の商店街の空き店舗を活用し、様々な活動をつなぐ拠点づくりと、それにより、人と人との交流を通じて地域をもっとステキな街にしようという思いや、人や情報が集まり交流するネットワークづくりを目的とする。 ●チラシやフリーペーパーによる情報発信。 ●様々な市民活動団体の交流拠点とネットワークづくり。 ●新たな視点で商店街を活用することで、人が集まり交流できる場として、新しい集客の形成。 ●イベントを通じた様々な市民活動団体の活動実践や情報交換の場づくり。	ボランティアグループ ひこぎぐも	丸亀市 (企画財政部企画課、産業部商工観光課)

酒田市公益活動団体協働提案負担金制度の概要

※本制度は、行政との協働事業を掲載しますが、他団体同士の協働事業についても「ボランティア・公益活動センター」（以下「ボランティアさかた」と言います。）で常時相談を受け付けています。

1.協働事業とは(提案事業の種類)

(1)公益活動団体協働提案負担金制度とは

持続的に発展するまちづくりの実現のために、団体の皆様のアイデアやノウハウを生かし、市と協働で社会的課題を解決するための事業です。

同じ目的や目標、課題解決に向けて対等な立場で、それぞれの責任と役割分担を明らかにして行うもので、どちらかの一方的な思いや要望だけでの事業ではありません。

(2) 負担金メニュー

公益活動団体協働提案負担金制度には、「①団体提案型」と「②行政提案型」の2種類があります。

種別	内容	役割	テーマ設定	企画提案 (現状・課題・目的・目標)	事業提案
① 団体提案	団体が地域課題や社会的な課題の解決を図るため、自由な発想で企画・立案し、市と協働で事業実施することで、より効果的・効率的な課題解決につなげるための事業提案。	団体	○	○	○
		行政		△	△
② 行政提案	市が地域課題や社会的な課題の解決を図るため、企画提案を行い、団体と協働で取り組むことで、より効果的・効率的な課題解決につなげるための事業提案。	団体		△	○
		行政	○	○	△

2.提案団体等の条件

以下の基準を満たすことに加え、ボランティアさかたに登録した公益活動団体であることが条件となります。

未登録の場合、提案に際して登録する必要があります。

- (1) 主に市内で活動し、代表者及び半数以上の構成員が市内に住所を有するもの
- (2) 3人以上の構成員がいるもの
- (3) 計画的に公益活動を実践するもの
- (4) 会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事業を適正に行っているもの

ただし、宗教活動や政治活動、選挙活動を行う団体若しくは公益を害する恐れのある団体については、対象外となります。

※同一団体が対象となるのは、最大3カ年までです。

(毎年審査が必要となります)



★提案団体の範囲★

本事業の提案できる団体は、ボランティアグループやNPO（法人格の有無は問いません）等公益活動を行う団体ですが、NPO法人以外の団体（社会福祉法人、社団法人、財団法人等）などであっても、公益的事業の要件に合致した活動を行う団体であれば該当します。

ただし、企業については営利活動を主目的とする組織であるため、対象外となります。（企業内のボランティアサークルは、対象となり得ます。）

3.対象事業

以下の要件を全て満たした事業である必要があります。

- (1) 事業の主たる効果が市内において生じると認められる公益活動であり、協働により地域課題や社会的な課題の解決又は新たな価値の創造に寄与するものであること
 - (2) 酒田市総合計画に掲げる政策目標等の達成のために、具体的な効果や成果が期待できるものであること
 - (3) 社会背景等を鑑み、優先的に取り組む必要性が高いものであること
 - (4) 公益活動団体と市とがそれぞれ具体的役割を担い、協働による相乗効果が期待できるものであること
 - (5) 先駆性、専門性、柔軟性等の公益活動団体の特性を活かし、新たな視点から実施するものであること
 - (6) 予算の見積り等が適正であり、公益活動団体が主体的に自ら実施するものであること
 - (7) 次のいずれにも該当しないものであること
- ア 営利を目的としたもの
 - イ 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
 - ウ 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
 - エ 国、地方公共団体その他団体から助成を受けるもの
 - オ 公序良俗に反するもの
 - カ 施設等の建設及び整備を目的とするもの
 - キ その他市長が不相当と認めるもの、



★公益的事業とは★

公益的事業 現在及び未来における不特定(受益者が特定されていないこと)多数の者の利益、その他地域及び社会の利益となる事業

【 共益 仲間うち(特定の者の集まり)だけの利益 】

【 私益 特定の個人や特定の団体の利益 】

4.事業の経費(負担金の額等)

(1)上限額

団体提案型協働事業	行政提案型協働事業
対象経費の5分の4以内で、 上限50万円	対象経費の10分の10 上限50万円

(2)対象・対象外経費

【対象経費】

費目	内容
賃金	アルバイトスタッフが業務に従事した場合の賃金等
報償費	講師・指導者等への謝礼
旅費 (交通費)	講師・指導者等への旅費
消耗品費	事業実施に必要な文具、用紙等事務消耗品、材料費 ※1品につき15,000円以内のもの
印刷製本費	事業で使用する資料等のコピー代、チラシ、ポスター、パンフレット等
通運搬信費	事業で使用する郵便料(切手・はがき)等
広告料	事業実施の告知等を新聞等へ広告するための費用
保険料	事業実施に係る講師、参加者の保険料
使用料及び賃借料	事業実施のための会場使用料、物品レンタル料 車両の借り上げ料
その他	特に必要と認める経費

【対象外経費】

費目	内容
団体経費	団体構成員の人件費(旅費含む)、謝礼 団体の経常的な運営経費(電話代、消耗品、印刷代等) 及び事務所管理に関する経費(水道光熱費、家賃等)
食糧費	飲食に係る費用(弁当等含む)
その他	領収書が無い等支出の根拠が確認できない経費 社会通念上、適切でないと思われる経費など

(3)その他

- ・対象になるか疑義のある経費については、個別にまちづくり推進課までご相談ください。
- ・可能な範囲で市内業者をご活用いただければ幸いです。

事業スケジュールについて

翌年度

3月 5月 6月～7月

8月～9月

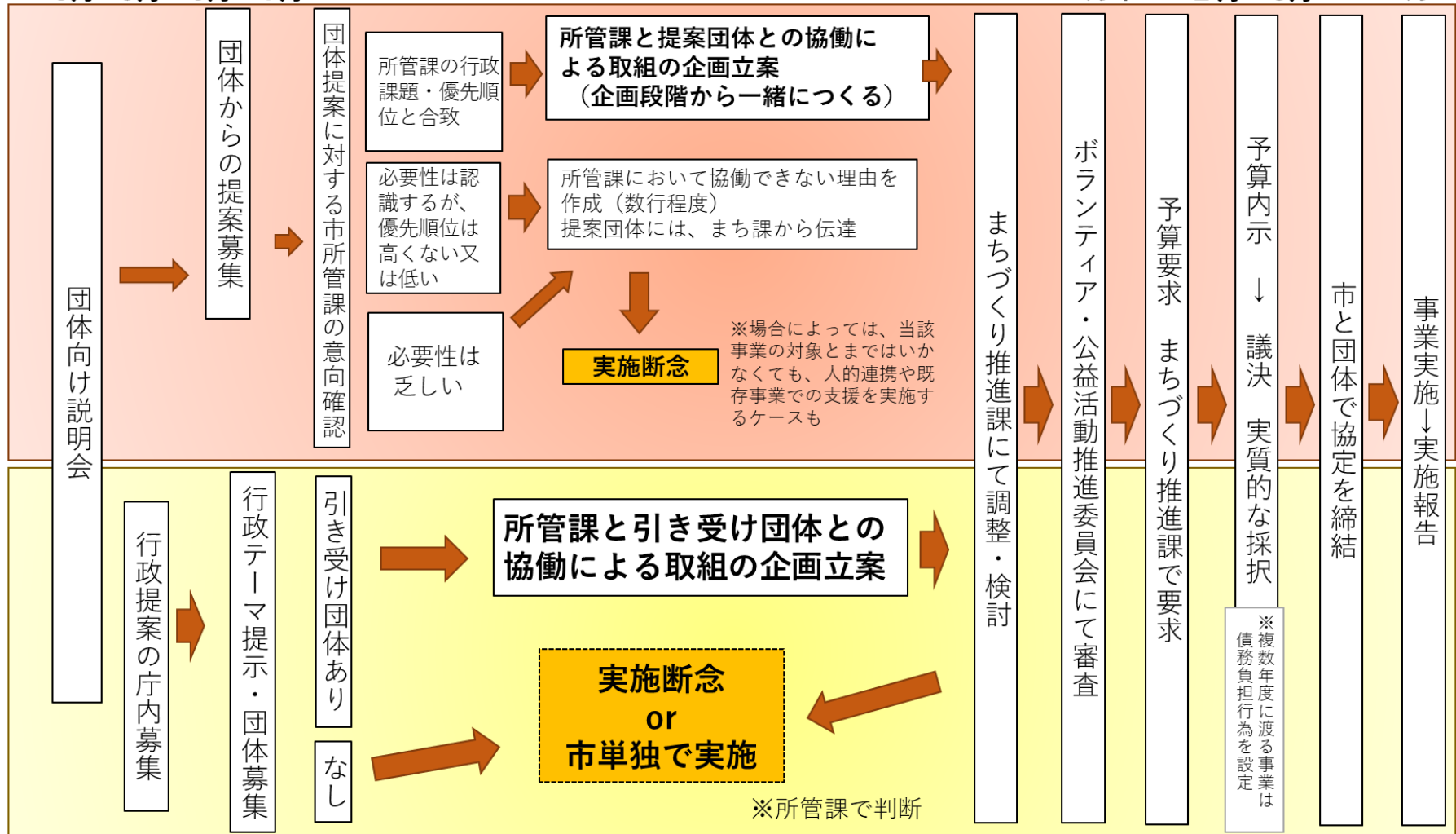
10月末

2月～3月

4月～

団体提案型

行政提案型



6.手続きについて



団体提案型の場合

ア 事前相談（提案前に必ず相談する必要があります）

公益活動団体が提案したい協働事業について、事前にご相談ください。（事前相談の段階でイ 提案書類を一定程度作成したものをご提出いただくとスムーズに進められます。）

⇒ 事前相談期間：7月中旬まで

※ただし土日祝日除く

⇒ 事前相談窓口：ボラポートさかた TEL 43-8165
まちづくり推進課 TEL 26-5725

⇒ 事前相談時間：午前9時から午後5時まで

⇒ 相談内容：事業内容、申請書記載、担当課の紹介等

イ 提案書類の提出

⇒ 提出期限：7月末の予定

⇒ 提出先：ボラポートさかた又はまちづくり推進課

⇒ 提出書類

- 協働提案書（実施要綱様式第2号）
- 協働事業企画書（実施要綱様式第3号）
- 収支予算書（実施要綱様式第4号）
- 団体概要書（実施要綱様式第5号）
- 団体の定款・規約・会則
- 役員及び構成員の名簿
- 団体の直近の予算及び決算に関する書類
- 課税台帳閲覧同意書（直近のもの、法人等に限り。）
- その他市長が必要と認める書類

行政提案型の場合

ア 担当課からの提案テーマの提示

提案テーマについては、総合計画の成果指標等に資する事業である必要があります。

どのような事業テーマなら対象となるのか、対象団体はあるのか等、個別に対応いたしますので、お気軽にまちづくり推進課までご相談ください。

市 HP で担当課からの提案テーマを募集します。

⇒ 庁内照会：5月下旬～6月下旬

⇒ テーマ提示：7月上旬

イ 提案書等の提出

市担当課が提示するテーマをもとに、公益活動団体で提案書を作成し、ご提出ください。

⇒ 提出期限：7月末

⇒ 提出先：まちづくり推進課 地域コミュニティ係

⇒ 提出書類

- 協働提案書(実施要綱様式第2号)
- 事業内容を補足する資料(任意提出)

ウ その他

担当課からの提案があり次第、協働団体を市 HP、ポラポートさかたのメーリングリスト等で公募します。

その他にも、該当しそうな団体に対して、まちづくり推進課、ポラポートさかたから個別に相談します。

募集した結果、協働する団体が見つからなかった場合は、担当課単独で実施するか、事業自体を断念することとなります。



団体提案型の場合

- ア 団体からの提案書を庁内で共有・担当課の調整
公益活動団体から提出された提案書を庁内で共有し、まちづくり推進課より想定される担当課に相談します。
公益活動団体と想定される担当課、まちづくり推進課で最低一回は打合せを行います。
協働事業として進められそうであれば、団体と担当課で提案書類をブラッシュアップし、提出してください。
⇒ 市担当課への相談時期：8月上旬
- イ 提案書類の最終提出
提案書類をブラッシュアップした場合、最終期限まで提出してください。
⇒ 最終期限：8月末

行政提案型の場合

- ア 団体からの提案書をもとに担当課と調整
公益活動団体から提出された提案書をもとに、担当課まちづくり推進課と最低一回は打合せを行います。
協働事業として進められそうであれば、団体と担当課で提案書類をブラッシュアップし、提出してください。
⇒ 市担当課への相談時期：7月下旬
- イ 提案書類の最終提出
提案書類をブラッシュアップした場合、最終期限まで提出してください。
⇒ 最終期限：8月下旬

必要な提出書類は団体提案型と同様です。



★ 調整のポイント★

- 課題を共有（総合計画の位置づけ等）
- 事業の必要性（既存事業との調整）
- 協働の必要性（相乗効果・波及効果）
- 他団体等との協働の可能性
- 予算妥当性
- 役割分担
- 提案事業の優先度

※調整内容（協議月日、内容（役割分担やスケジュール等））を記録し互いに協議内容を共有しながら話し合いを進めてください。この調整期間は、双方が対等な立場で意見を出し合い、より良い事業実行のためにできることを見つけていくための期間です。



① まちづくり推進課にて調整・検討

団体提案型・行政提案型のどちらも、提出された提案書類の内容についてまちづくり推進課内で検討します。その際、財政課・企画調整課とも情報共有し、必要に応じて団体及び市担当課に提案内容に対しての参考意見を通知します。

② 酒田市ボランティア・公益活動推進委員会での審査

酒田市ボランティア・公益活動推進委員会において、提案された協働事業について審査します。

団体及び市担当課から委員会で提案内容について説明していただきます。

審査の結果、基準を満たし、優先順位が高いと判断された場合は、協働提案事業候補採択決定通知書（実施要綱様式第6号）を、まちづくり推進課から発出します。

優先順位が比較的低いと判断された場合は、まちづくり推進課より協働提案事業候補不採択決定通知書（実施要綱様式第6号）を発出します。

また、市担当課との調整段階で、課題意識が重ならない提案であったり、公益性が乏しい提案で協働事業とすることが出来ないと判断した場合も、同様に不採択決定通知書を発出します。その際は、担当課から不採択の理由について作成してもらい、まちづくり推進課から団体へお知らせします。

⇒酒田市ボランティア・公益活動推進委員会：10月下旬

【委員会での採点基準】

採点項目	採点基準	配点
協働性	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業として行う必要性があるか。 ・協働による相乗効果が期待できるものであるか。 ・団体、行政の役割が明確になっているか。 	5×2
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内だけではなく、広く社会に利益のある活動か。 ・特定の地域・グループだけではなく、多様な市民の参加が見込めたり、利益の見込める活動か。 	5×2
課題解決 価値創造	<ul style="list-style-type: none"> ・酒田市総合計画に掲げる政策目標等の達成のために、具体的な効果や成果が期待できるものであるか。 ・地域課題や社会的な課題の解決又は新たな価値を生む活動か。 ・優先的に取り組む必要性の高いものか。 ・イベントの実施自体が目的となっていないか。 	5×2
先駆性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に独自のアイデアが盛り込まれているか。 ・すでに同様な取り組みは行われていないか。 	5
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容、スケジュールなどは実現性の高い内容となっているか。 ・予算の計上や収支計画は妥当か。(費用対効果のバランスがとれ、活動内容、規模にあった事業費となっているか) 	5
継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金終了後も、財源確保に向けた考え方や取り組みが見込めるか。 ・今後の発展性が期待される事業か。 	5

5：非常に優れている 4：優れている 3：認められる 2：劣る 1：非常に劣る

※次のいずれかひとつでも該当した提案事業は、不採択とします。

- ①「協働性」「公益性」「課題解決・価値創造」がどれかひとつでも6点未満
- ②合計点が27点未満
- ③予算要求

事業計画がまとまった後、まちづくり推進課にて予算要求を行います。その後、予算査定→内示→議会での予算成立をもって正式に事業化が決定することになります

この採択決定については、あくまで候補事業としての採択であり、次年度以降の事業化を担保するものではありません。

～ここからは予算が成立し、事業化が決定した後～



① 協定書の取り交わし

担当課及び提案者の間で、事業内容や役割分担など十分に話し合い、それを定める協定書を取り交わします。

協定書案は、団体と担当課の間を調整し、まちづくり推進課で作成します。

② 負担金交付申請

提案での様式を新しい内容に更新したものを再度提出していただきます。申請の際は、団体だけではなく、担当課の了解も得たうえで提出することになります。団体と担当課との打合せはまちづくり推進課で調整します。

提出後交付決定通知をまちづくり推進課で発出します。

- 負担金交付申請書(負担金交付要綱様式第2号)
- 協働事業企画書(実施要綱様式第3号)
- 収支予算書(実施要綱様式第4号)
- 団体概要書(実施要綱様式第5号)
- 団体の定款・規約・会則
- 役員及び構成員の名簿
- 団体の直近の予算及び決算に関する書類
- 課税台帳閲覧同意書(直近のもの、法人等に限り。)
- その他市長が必要と認める書類

物品の購入などは、交付決定通知を受けてから行うようにしてください。**交付決定前に購入、支出したものは補助対象となりません。**

当初申請から予算用途や事業内容を変更したい場合は、**必ず事前にまちづくり推進課と担当課にご相談ください。**

負担金の交付時期は、実績報告後が原則となりますが、団体で資金に欠ける場合などは、事前交付にも対応できるよう検討しています。

③ 事業実施

互いに具体的役割をもって、事業を実施していきます。

事業実施段階でも、定期的に打合せを行うなど、互いに意思疎通を図りながら、事業を実施していくこととなります。まちづくり推進課でも団体と担当課との間を調整するなど伴走支援を行っていきます。

(4) 事業の完了



① 実績報告

通常の補助事業と同様に、実績報告を団体から行っていただきます。

- 協働事業実績報告書(負担金交付要綱様式第2号)
- 協働事業書(負担金交付要綱様式第3号)
- 収支決算書(負担金交付要綱様式第4号)
- その他実施事業の成果がわかる資料(成果品等)

実績報告書類は、交付申請時と同様に担当課と相談した上で作成していただきます。

⇒ 提出期限:事業完了後 30 日以内又は翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い日まで

⇒ 提出先: 担当課 ⇒ (まちづくり推進課)

事業の成果を市民の方に広く公表するため、提出された実績報告書類は市 HP で公開させていただくことがあります。

団体・担当課・まちづくり推進課で振り返りの場を持ちたいと思います。

7.FAQ

・団体の人件費は対象経費になるか
団体構成員は対象外経費です。団体以外の構成員への謝礼、実費弁償は、補助対象となります。
・担当課、団体にとって負担の増加につながるのでは
本制度の趣旨のひとき、検討はセスを通じ、担当課は地 域のニーズに気づき、団体の負担を増やさないよう、協力を要し、市側は、市考えられ、市立の場を市民もお願いし、理解増やせしめ、しやそせす。当てもてい見たい
・講師の弁当代、参加者への飲料水は対象経費となるか
飲食経費は、原則として対象経費と見なされません。子ども食堂など、食料となる食材費は対象経費と見なされません。業場の場合は、目的と見なされません。
・複数年度に渡り継続した事業を提案できるか
最大3年間に渡る事業の提案は可能です。ただし、毎年の審査が必要であり、採択されない場合は継続できません。
・他の補助金や助成金を受けている場合若しくは受けようとする場合提案できるか
他の補助金や助成金を受けている、若しくは申請予定の事業は対象とはなりません。
・候補事業として採択されれば事業化が確定するのか
採択された場合でも、あくまでも候補事業としての採択となります。予算の成立をもって確定することとなります。
・入場料等で売り上げを出すことは可能か
実費相当分など妥当な範囲内であれば可能です。ただし、負担金と合算した額が事業費を超えた場合は、その超過分について清算が必要となります。
・提案できる事業数に制限はあるのか
1ヶ年度に提案できる事業数の制限はありません。ただし、団体提案型協働事業の提案については、同一団体が申請できるのは通算3ヶ年までです。（行政提案型協働事業については、制限はありません。）
・個人でも提案できるか
個人では提案できず、3人以上の団体である必要があります。
・今から団体をつくって提案できるか
条件を満たす公益活動団体を組織するのであれば、対象となります。ポラポートさかたに登録していただく必要があります。
・市の外郭団体は提案可能か
基本的には、対象となりません。ただし、提案の内容等によれば、対象となる可能性もありますので、個別にご相談いただければと思います。
・総合計画について確認したい
市HPに掲載しておりますのでご確認ください。 ⇒「酒田市 総合計画（後期計画）」で検索